



## 呉市プラスチック資源等の散乱防止ネットの貸与について

令和8年4月から開始するプラ資源の収集に伴い、ごみステーションに排出されるプラスチック資源を入れた指定袋の散乱等を防ぐため、散乱防止ネットの設置が必要なごみステーション管理者に対し貸与を開始します。

### 1 趣旨

市内のごみステーションの多くでは、それを管理する団体が、当課が所管する呉市ごみステーション設置工事費補助金や呉市ごみステーション管理・リサイクル推進助成金の利用等により、散乱防止ネット等を設置し、ごみの飛散等への対応を行っていますが、現状で未措置のごみステーションも一部見受けられます。

プラスチックの分別収集開始に当たり、これを未措置のまま放置した場合、プラスチック類は、指定袋にまとめて入れても可燃ごみや不燃ごみより重量が軽くなることから、強風等で道路や河川等に飛散・散逸する可能性があります。

これを未然に防ぐため、当課で散乱防止ネットを用意し、ごみステーション管理者からの申請に応じて貸与するものです。

### 2 主な事業内容

#### (1) 貸与の申請・決定

ネットの貸与対象者は、排出場所を管理する者とし、原則として、排出場所1か所につき1枚・1回限りとします。

#### (2) 貸与条件

ネットが破損し修繕が必要となった場合は、貸与を受けた者の費用と責任において修繕することとし、ネットの盗難・紛失、第三者による毀損があった場合は、事故報告を提出することとします。

#### (3) 貸与期間

破損等で修繕ができず、ネットが使用できなくなった場合や、排出場所を管理する者が自ら新しいネットの設置等を行うことにより、貸与したネットがなくなった場合には、貸与期間を終了します。

### 3 今後の対応

令和8年1月下旬より、ごみステーションの管理者等への周知・広報及び申請の受付を開始し、3月末までに、必要なごみステーションへの配布を行う予定とし、新年度からのプラスチックの分別収集開始に備えるものです。